

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認（2件）【建設局公園緑地部公園管理課】

2

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【総務局人事部給与課】

6

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

7

北九州市告示第 239 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までの間の到津の森公園、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額					備考
	入園料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童以下の者（4歳未満の者を除く。）	
到津の森公園	入園料	個人	1人1回	800円	400円	100円
		団体（25人以上）	1人1回	600円	300円	50円
		サイクルモノレール	1人1回			200円
到津の森遊具広場	遊具利用料	ミニモノレール				200円
		メリーゴーラウンド				200円

		子供汽車		200円	
到津 の森 ふれ あい 動物 園	騎 乗 料	ロバ	1人1回	200円	
到津 の森 公園 駐車 施設	大型自動車 中型自動車	普通自動車	1台1回（ 1日以内）	1,000円	大型自動車 、中型自動車 及び普通 自動車の区 分は、道路 交通法の一 部を改正す る法律（平 成27年法 律第40号 ）による改 正前の道路 交通法第3 条に規定す るところに よる。
				600円	
ひび き動 物ワ ール ド	入 場 料	区分	一般	小・中学 校の児童 及び生徒	
		1人1回	300円	150円	
		回数券（ 4枚つづ り）	1人1回	1,000円	500円

北九州市告示第 240 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の到津の森公園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額					備考
	入園料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童以下の者（4 歳未満の者を除く。）	
到津の森公園	入園料	個人	1 人 1 回	800 円	400 円	100 円
		団体（25 人以上）	1 人 1 回	600 円	300 円	50 円
到津の森公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1 台 1 回（1 日以内）		1,000 円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号
	普通自動車			600 円		

					による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
ひびき動物ワールド	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
		1人1回		300円	150円
		回数券（4枚つづり）	1人1回	1,000円	500円

北九州市公告第399号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
人事給与システム運用保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局人事部給与課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ニシコン  
北九州市小倉北区京町三丁目13番17号
- 5 契約金額  
3,629万5,248円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和3年6月8日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区大字本城2812番1	北九州市八幡西区大字本城2815番地 芹田孝吉